

議案第62号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同法同条第3項の規定により、これを本議会に報告して承認を求める。

平成10年5月8日

三朝町長 吉 田 秀 光

平成10年5月8日 原案承認

三朝町議会議長 西村武津美

専決第 5 号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、三朝町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分する。

平成10年3月31日

三朝町長 吉田秀光

三朝町条例第 号

三朝町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三朝町国民健康保険税条例（昭和45年三朝町条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則中第7項及び第8項を削り、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が法附則第35条の3第3項の規定の適用を受ける場合における前項の規定の適用については、同項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「株式等に係る譲渡所得等の金額（法附則第35条の3第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

附 則

この条例は、平成10年4月1日から施行する。ただし、附則第7項を削る改正規定は平成11年4月1日から施行する。